

## 学校感染症に係る出席停止の扱いについて

学校感染症は下記のとおりです。これらの病気の疑いがあるときは、医療機関を受診し、医師（または保健所）の診断を受けてください。登校するときは主治医（または保健所）等に登校可能と診断されたことの報告書（裏面の「登校についての報告書①」）を提出してください。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスほか	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間経過するまで
第3種	結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
条件によって出席停止が必要なもの	急性出血性結膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	りんご病（伝染性紅斑）	発しん期には感染力がないので登校可能
	手足口病、ヘルパンギーナ	症状が安定していれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ登校可能
	流行性嘔吐下痢症（ウイルス性胃腸炎）	症状が回復し、全身状態がよければ登校可能

※ 発症日及び解熱日を0日目として起算します。出席停止期間は医師等の指示期間とします。

令和 年 月 日

大阪府立豊中支援学校長様

## 登校についての報告書

学部（小・中・高） 年 組

児童生徒名

保護者名

下記病名にて 月 日から 月 日まで療養していました。

病 名

医療機関名か保健所名 (電話番号)	TEL ( )
----------------------	---------